

岩手県告示第453号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

平成22年5月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 平山通(6)
- 2 区域 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成20年岩手県告示第185号）で指定した標柱18号から22号までを順次結んだ線、次に掲げる土地に存する標柱34号から39号までを順次結んだ線、標柱39号と22号を結んだ線、標柱18号と40号を結んだ線及び標柱40号と34号を結んだ線に囲まれた土地の区域（急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成14年岩手県告示第421号）で指定した区域を除く。）

市町村	大字	字	地番	標柱番号
釜石市	両石町	第2地割	60番4	標柱18号
			63番32	標柱19号及び20号
			63番2	標柱21号、22号及び37号から39号まで
			58番15	標柱34号及び35号
			63番1	標柱36号
			58番11	標柱40号